



2025年12月19日

各 位

上場会社名 粧美堂株式会社  
代表者 代表取締役社長 寺田 正秀  
(コード番号 7819)  
お問い合わせ先  
役職・氏名 取締役管理本部長 斎藤 政基  
TEL 03-3472-7890

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日（以下、「本割当決議日」という。）開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 割当日	2026年1月16日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 27,601株
(3) 処分価額の総額	本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものであり、当該普通株式と引き換えるに於ける金額の払い込みを要しないものですが、公正な評価額として本割当決議日の直前営業日（2025年12月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（869円）に上記の処分する株式数を乗じた金額（23,985,269円）を処分価額としております。
(4) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名 27,601株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年11月18日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、本日開催の第77期定期株主総会において、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年6万株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額40百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役4名に対し、当社の普通株式27,601株（以下、「本割当株式」という。）を処分することを決議いたしました。

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までとしております。

## <株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の割当日（以下、「本割当日」という。）から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日又は本割当日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本割当日が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち本割当日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任若しくは退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

### (3) 無償取得事由

対象取締役が本役務提供期間中、正当な理由によらず当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### (5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

## 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本割当決議日の直前営業日（2025 年 12 月 18 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値

である 869 円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式処分の割り当てを受ける取締役のうち、当社代表取締役社長である寺田正秀の議決権保有比率は 10.68% であり、2 親等以内の親族及び本人が自己の計算で保有する議決権が過半数である法人の保有株式を合わせますと議決権保有比率が 60.37% となることから、支配株主に該当し、当該支配株主に対する本自己株式処分は支配株主との取引等（以下、「本取引」という。）に該当します。

##### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社が 2025 年 12 月 19 日に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。本自己株式処分は以下の方針に基づいて決定いたしました。

当社と支配株主との間に取引が発生する場合は、適切な取引内容や条件とすることを基本方針とし、取締役会決議及び職務権限規程等社内規程に基づき業務執行することとしております。また、監査等委員会においては、少数株主保護の観点から監査を実施しております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本自己株式処分は、法令及び諸規則等で定められた規定及び手続に従って行っております。また、払込金額の決定方法をはじめとする処分内容及び条件等についても、上記「2. 処分の目的及び理由」並びに「3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。

加えて、利益相反を回避するため、当該取締役は、当社取締役会における本自己株式処分の内容及び条件の決定にあたっては、審議及び決議に参加しておりません。

##### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本自己株式処分の内容及び条件の妥当性については、当社の取締役会において審議のうえ、本日付で取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役 3 名全員より、本自己株式処分は対象取締役に、当社企業価値の持続的な向上を目指すインセンティブを与えると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とするもので、その内容及び条件は妥当であることから、本取引は 2025 年 12 月 19 日付で少数株主にとって不利益でない旨の意見を得ております。

以上